

免除された国民年金保険料の追納!

国民年金には収入の減少や失業などにより保険料を納めることが困難な場合には、国民年金保険料の免除・納付猶予制度が設けられています。

免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみる場合、保険料を納めた期間と同じとみなされます。

しかし、老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料免除の承認された期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて免除などの種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたときを1とすると、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は4分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581
加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で計算されます。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって保険料の納付を猶予された期間は、資格期間には反映されませんが、老齢基礎年金の年金額に反映されないカラ期間になります。

追納で年金額をアップ

これらの保険料免除を承認された期間や学生納付特例や納付猶予を承認された期間については、あとで経済的にゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納に関する注意事項

①追納できるのは追納が承認された月から起算して10年以内に限られています(例えば、平成28年4月分は平成38年4月末まで)。

②追納できる期間の順序は、原則として先に免除された期間からとされていますが、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間は、どちらを優先して納めるかを本人が選択することができます。

③保険料の免除若しくは納付猶予を承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成28年度に追納する際の保険料は、表の通りです。

追納の手続

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を保険年金グループまたは加古川年金事務所に提出します。この「申込書」には、自分の免除または納付猶予の期間を確認して記入することになっていきます。追納の申し込みを行っていただき、厚生

追納保険料額 (月額)

	全額免除 学生納付特例 若年者納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成18年度	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
〳 19年度	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
〳 20年度	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
〳 21年度	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
〳 22年度	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
〳 23年度	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
〳 24年度	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
〳 25年度	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
〳 26年度	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
〳 27年度	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

※平成26年度・平成27年度は追納加算額はありせん。

年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

労働大臣の承認を受けたのちに、通知書と納付書が送られてきます。

▼必要書類など
①年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
②認め印

9月1日は防災の日です。災害に対するあなたの備えは大丈夫ですか？今一度、災害に対する備えを確認しましょう。

台風シーズンの到来に備えて

▼問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

台風は、9月以降になると南海上から放物線を描くように日本付近を通るようになります。室戸台風、伊勢湾台風など過去に日本に大きな災害をもたらした台風の多くはこの経路をとっています。

今後は、台風による大雨、強風や高潮、台風に刺激された前線による大雨などによる被害が心配される季節です。

被害を最小限に留めるために、本格的な台風シーズンの到来に備え、今のうちに「ご家庭の防災対策を強化しましょう」。

●情報収集の手段を複数確保しましょう
予報技術の発達した現在、台風の勢力や予測される経路などをあらかじめ知ることができず。

適切な事前対策ができるよう、積極的な情報収集を心がけると共に、複数の情報収集手段を確保しましょう。

●大雨、強風への備えを万全に
○浸水してしまつて困るものは、2階以上へ置いておきまし

よう

○窓や雨戸を補強したり、側溝や排水溝は掃除しておきましょう

○風で飛ばされそうなものは固定したり、家の中にしましましょう

大雨、強風の中での作業は大変危険ですので避けましょう。

●「播磨町総合防災マップ」を活用しましょう
避難所を確認し、実際に避難所まで歩いてみましょう

○家族がばらばらの時の連絡方法や、待ち合わせ場所を決めておきましょう

●非常持ち出し品を確認したり、置き場所や、持つて出る人を決めておきましょう

●水難事故にも注意を
雨がやんでも、大雨の後しばらくは、河川の増水が続いています。

河川敷でレジャーやイベントを行う場合は十分注意し、不用意に近づかないようにしましょう。

第30回防災のつどい記念大会

「防災のつどい」は、加古川市・稲美町・播磨町の1市2町に住む皆さんの防火防災意識を高めるために毎年開催しています。

第30回の節目を迎える今年は、記念講演を開催します。ぜひご参加ください。

▶日時 11月5日(土) 13:00

▶場所 加古川市民会館 大ホール

▶内容

- ・オープニングセレモニー
- ・復興支援ソング合唱(中高生混声合唱団)
- ・火の用心防火パレード(加古川少年消防クラブ)
- ・はしご乗り演技(加古川市消防団)

- ・第1部 記念式典
- ・第2部 記念講演「マラソンと私と復興支援」(講師 有森裕子)

▶参加費 無料
▶定員 先着800人



▶申込期間 9月12日(月)~10月14日(金) 必着
▶申込方法 往復ハガキに①住所②氏名③希望人数(3人まで)④返信ハガキにあて名を書いて、お申込みください

▶申込み・問合せ
〒675-8501 加古川市消防本部 予防課
☎079 (427) 6541

フェニックス共済に加入しましょう

▶申込み・問合せ
東播磨県民局総務防災課
☎079 (421) 9007



住宅再建共済制度「フェニックス共済」への加入はお済みですか?フェニックス共済とは、兵庫県が提供する「住まい再建のしくみ」です。

●住宅再建共済制度
年額5,000円の共済負担金で自然災害での半壊以上の住宅の再建に対し、最大600万円を給付。

●一部損壊特約
住宅再建共済制度加入者のうち希望される方で、負担金年額500円で一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の住宅に対し25万円を給付。

●家財再建共済制度
年額1,500円の共済負担金で自然災害での半壊または、床上浸水に対し、最大50万円を給付。

▶ご注意ください
加入手続きを希望される方は、振替用の金融機関口座番号と届出印またはクレジットカードをご持参ください。